

都市環境福祉常任委員会会議録

(令和 8 年 1 0 月 2 2 日)

※一部抜粋

交 野 市 議 会

都市環境福祉常任委員会

時 間

10:00～11:07

11:28～11:31

案 件 1. 付託議案審査について

議案第59号 令和7年度交野市水道事業会計決算認定について

議案第60号 令和7年度交野市下水道事業会計決算認定について

議案第62号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第65号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第67号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第70号 令和7年度交野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第71号 令和7年度交野市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第73号 令和8年度交野市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第74号 令和8年度交野市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

重点テーマの選定について

4. その他

出席委員（7名）

委員長 三浦 美代子

委員 北尾 学

委員 野口 陽 輔

委員 松村 紘子

副委員長 岡田 伴 昌

委員 岡本 真由美

委員 松永 隆 太

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 山本 景

理事 兼
上下水道部長 藤井 大史

市民部長 小川 暢子

副市長 山添 学
消防長

企画財政部長兼
上下水道部 苗村 徹

こども家庭部長
兼第三者調査
委員会事務局長 島田 国久

健康福祉部長兼
福祉事務所長

北井 多栄子

市民部次長兼
市民課長

菅 和美

こども家庭部
次長

森山 友美子

上下水道部次長

奥野 忠

上下水道部次長
兼上下水道部
下水道課長

仲谷 倫由

こども園課長

西田 賢之

浄水課長

加門 高志

市民課長代理兼
マイナンバー
係長

川崎 誠

こども園課長
代理

会川 久美子

下水道課長代理

中村 貴博

下水道課係員

西本 圭佑

総務部次長

今堀 祐児

市民部次長兼
課税課長

東田 和成

上下水道部次長

伊藤 雄一郎

上下水道部次長
兼上下水道部
総務課長

井上 成博

総務部総務課長
兼消費生活
センター長

船戸 貴彰

工務課長

乾 正義

総務部総務課長
代理

安永 雄一

こども園課長
代理

木下 恭子

工務課長代理

中西 崇仁

下水道課長代理

小林 康一

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 健一

係 長 竹村 真仁

係 員 竹本 菜々子

局 次 長 大 湾 桂 子

主 任 松 井 彰 宏

(午前10時00分 開議)

1. 委員長（三浦美代子） おはようございます。定刻よりも少し早いですが、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） では、改めましておはようございます。

本日は、都市環境福祉常任委員会を招集しましたところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから都市環境福祉常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。

本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。本日の会議出席委員は7名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和8年第3回議会（10月定例会）フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに確認しています。また、その他の資料は、都市環境福祉常任委員会フォルダ内のR081022フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（三浦美代子） 理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、大変お忙しい中、都市環を開催くださりまして、本当にありがとうございます。

去る10月1日に、本議会定例会冒頭におきまして提案をいたしました議案のうち、本委員会に付託されましたものにつきまして、皆様に本日ご審議をお願いするところでございます。

案件といたしましては、令和7年度決算認定に関する議案が2件と、条例の一部改正に関する議案が4件、令和7年度公営企業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案が2件、令和7年度特別会計と補正予算に関する議案が2件の以上10件でございます。

何とぞ慎重なるご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 委員長（三浦美代子） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題といたします。

本委員会に付されました各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

あらかじめ申し上げます。

質疑に際し、初めに資料のページ数等をお示しください。理事者からの議案説明は省略

したいと思います。

また、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されています議案第59号 令和7年度交野市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（北尾 学） 参考資料じゃなくて、資料請求させていただいたところからちょっと質問させていただきます。

水道管の漏水による修繕というところで、年間10か所以上、3年連続で漏水による修繕をしている地域が星田や私市、また、2年連続が郡津、10か所以上というのがまた3年間のうちで1度でもそれに近い箇所が倉治や私部など4か所の地域となっていますけれども、こうした地域の特徴はどういったことが考えられるのでしょうか。

1. 工務課長（乾 正義） お答えいたします。

その件数の多い地域といいますのは、地区の人口、給水件数が多い地域と考えられますので、一概にその地区が漏れやすい特徴があるということではないと考えております。

以上でございます。

1. 委員（北尾 学） いや、私がちょっと思ったのは、これ、今管路更新を続けていく中で、また老朽化によるものなのか、また、交通量が多いところによって地盤沈下やそういった環境面の要因とかになるのがあるのかなと自分でちょっと思ったんで、質問させていただきました。

また、こうした漏水によって、水をつくる、送水するのにかかるコストは増えていますが、それでも、水道料金としての収入が増えるわけではないと考えていますので、有収率が低下すると思いますけれども、こうした各地で起こる漏水が有収率にどれぐらいの影響を与えているのでしょうか。令和7年度で見ましたら、漏水による件数が124件とこの3年間で一番多くなっていますので、そこら辺でちょっと教えていただけたらと思います。

1. 上下水道部長兼上下水道部総務課長（井上成博） まず、決算書の29ページをご覧くださいと思います。

この29ページの中で、無効水量というものにつきまして、これが漏水であるとか、赤水の処理であるとか、そういうものの水量になります。それが令和6年では2万6千319㎥、それから、7年度が3万103㎥ということで、これがいわゆる漏水に当たる水量になります。

ですので、その上にある有収水量、7年度でいきますと729万6千244、これに対して無効水量を率で出しますと約0.4%というところが漏水による水量と言えます。

以上です。

1. 委員（北尾 学） ありがとうございます。

それでは、令和7年度におきまして、国の補助金の申請をしていた事業はどの事業で、交野市として見込んでいた額が幾らで、その交付率と実際の交付金額はどうだったのかお聞かせください。

1. 工務課長（乾 正義） お答えいたします。

7年度の補助対象事業ですが、まず、低区配水池送水管更新事業につきまして、7年度

当初の要望額1億4千万、内示額につきましては1億1千559万9千円、7年度補正要望額については6千500万、内示額は3千900万円となっております。当初の充当率につきましては82.6%、補正分につきましては充当率60%となっております。

もう一つ、重要施設配水管耐震化事業ということで、天野が原町地区重要施設配水管耐震化工事につきましては、7年度当初要望が800万円、内示額が660万6千円、充当率につきましては82.6%、7年度補正分につきましては、要望額が800万円、内示額が608万円、充当率が76%となっております。

以上でございます。

1. 委員（北尾 学） ありがとうございます。

見込額よりもちょっと少なめになっているというか、その要因とかは何かあるんでしょうか。

1. 工務課長（乾 正義） 内示額につきましては、国のほうで算定されますので、要因というのはこちらのほうでは分かりかねるところであります。

以上でございます。

1. 委員（北尾 学） 大丈夫です。ありがとうございます。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和7年度交野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 令和8年度交野市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(三浦美代子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係ない理事者は退席ください。結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(三浦美代子) では、続きまして、議案第60号 令和7年度交野市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(三浦美代子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和7年度交野市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(三浦美代子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和8年度交野市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席
いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（三浦美代子） 次に、議案第65号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（北尾 学） この条例改正では、乳児等通園支援事業者に対しまして、性犯罪防止のための
安全確保処置等を義務づけるとされておりますけれども、乳児等通園支援事業者というと、
交野市ではどのような施設が対象となるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

乳児等通園支援事業につきましては、今年度から国の制度で開始されましたこども誰で
も通園制度となっております。

対象としましては、認定こども園等、どこでも可能となっております。現在、交野市
内では3か所実施されております。認定こども園のひかりの子幼稚園、認可外のにじい
る保育園と、伴奏型子育てサポートらーもさんの3か所となっております。

以上です。

1. 委員（北尾 学） 事業者は職員の性犯罪の確認などを行うとされておりますけれども、職員の犯
罪の前科があるかどうかなどをどのように確認されるのか、その流れを教えてください
と思います。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

性犯罪の確認につきましては、法施行後、令和8年12月25日以降になります。

確認の流れとしましては、事業者のほうで国のシステムを通じて申請をしまして、法務
省の犯罪情報照会をしまして、その結果を本人と事業者のほうに通知が行われる流れとな
っております。

以上です。

1. 委員（北尾 学） 職員の前科などの情報は、取扱いを非常に慎重にする必要があると思うんです

けれども、どのような対応が求められるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

情報管理につきましても、法施行前にしっかりと各施設において情報管理規程の作成を求められておりますので、そちらを各事業所で作成する予定となっております。

以上です。

1. 委員（北尾 学） 前科を確認する対象職員の範囲を決定すると書かれてはいますが、それぞれの事業者の判断でこの範囲を決定するのか、また、基準となる国の考えなどはあるのでしょうか、お聞かせください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

まず、保育士につきましては、全員が対象になっております。

その他の従事者につきましては、例えば調理員であったり、事務員等につきましては、各事業者において範囲のほうを決定します。

決定に当たりましては、国のほうが基準を示しておりまして、業務内容が支配性、継続性、閉鎖性の3つを満たす場合に対象ということになっております。

以上です。

1. 委員（北尾 学） 性暴力防止のこの取組、やっぱり子供を守るために本当に必要なものなんですけれども、現場の保育施設にとりましては、人手不足の中、実務的な負担が増える面もとても大きいと思うんですね。市としてマニュアルを示したり、また、現場の取組を支援することは何か考えておられるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

法施行前、今時点におきましても、各施設の進捗状況を確認させてもらっておりまして、それぞれ園のほうから質問があれば対応させてもらっていますので、園と一緒に法施行前までにしっかりと準備をしていきたいと考えております。

1. 委員（北尾 学） 今、進捗状況と言われましたけれども、今どの辺まで進んでいますでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

各園においてばらつきはございます。各園で対象者の決定であったり、各職員への研修であったり、あとは、先ほど申しました情報管理規程の作成であったりというところを順番に進めておりまして、本当に各園ばらばらになっていますので、お互い進捗状況を確認しながら、もちろん公立園も対象になっておりますので、進めているところです。

1. 委員（北尾 学） 本当に大変な作業やと思いますけれども、共産党としてはこの制度、日本版DBSをぜひ進めてほしいという立場ですので、ぜひ頑張ってください。またいろいろあると思うので、意見はさせていただきます。

以上です。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(三浦美代子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(北尾 学) この第66号なんですけれども、市の待機児童の解消の方向性について、ちょっとお聞かせをお願いします。

今回のこの条例改正で、3歳以上の小規模保育所を設置可能となりますけれども、交野市の待機児童はゼロ歳から2歳までと3歳以上のどちらが多いんでしょうか。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

令和8年4月の待機児童は1名になっておりまして、それは1歳児になっております。

また、入所保留児童も約100名いてまして、8割がゼロから1歳になっております。

以上です。

1. 委員(北尾 学) ありがとうございます。

では、今、交野市で、2027年4月開設予定の小規模保育園を2園新設する方針を示しておられます。これは、今回盛り込まれた満3歳以上限定の仕組みを想定したものなんでしょうか、お聞かせください。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

入所保留児童がゼロから2歳が8割となっておりますので、今回の条例改正の満3歳以上限定小規模保育事業ではなくて、既存の小規模保育施設の1・2歳児を想定しております。

1. 委員(北尾 学) ありがとうございます。

今、3歳以上ではなくということを書いてもらいましたので、今回、条例改正に伴って、市として3歳児以降の受皿として、3歳以降の小規模保育所をつくっていかうと考えているのか、お聞かせください。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

3歳児以上の受皿の確保につきましては、既存園のほうで考えております。

今回の条例策定なんですけれども、国のほうの基準で策定されていまして、この基準が従うべき基準となっておりますことから、市の条例でも今回定めるところでございます。

1. 委員(北尾 学) では、3歳以上のこの条例について聞きますけれども、現在、3歳未満の小規模保育園では、園庭がなくても近隣の公園などで代替することが認められています。けれども、3歳以上の小規模保育園についても、園庭がなくても設置が認められるんでしょうか。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

今回の3歳以上限定小規模保育事業につきましては、小規模Aの基準に準じることとされておりますので、園庭がない場合でも認可可能となっております。

1. 委員(北尾 学) 市内の公園等を園庭代わりに使う場合、移動の際の交通安全のまた確保や、熱中症対策なども必要となります。運動量の多くなる3歳以上がしっかり活動できるように、

園庭の条件の緩和を安易に進めるべきではないと考えています。

続きまして、小規模保育所は19人以下となっておりますけれども、3歳児以降は、社会性や協調性を育むために、一定規模の集団保育が重要とされています。10人以下の少人数の環境下で3歳、4歳、5歳の幼児期の社会性や協調性を育む発達が十分に保障できるのかと、どう考えておられるのか、市の認識を聞かせていただきたいと思います。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今回、交野市のほうで条例を策定したんですけれども、現在のところ、3歳以上限定小規模保育事業の創設というところは予定しておりません。

また、国の基準にもありますとおり、連携施設において保育内容の支援というところが必ず必要となっておりますので、認定こども園、保育所等と連携して、集団保育というところをやっていければというところで考えております。

1. 委員（北尾 学） 今回の条例は、小学校就学前の集団で生活する中で、やっぱり19人以下となったら、交野市では30人以下学級を抱えていますけれども、4歳と5歳児では25対1の配置基準となっておりますので、段階を踏んでいくといったことが大事なかと私は考えていますので、またちょっとそういったところを、これは意見、今のところつくる予定はないと言っていますので、大丈夫だと思います。

また、次の質問ですけれども、保育所における専門職の配置についてなんですけれども、交野市の保育施設が障がい児や医療的ケア児、また特別な支援を必要とする子供たちなど、専門的な支援を必要とする子供が今現在増えてきているのかお聞かせください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今現在、専門的な障がい児であったり療育であったりを必要とする子供につきましては、徐々に増加しているのかなというところではあります。

以上です。

1. 委員（北尾 学） ありがとうございます。

それでは、共産党としまして、保育現場に理学療法士等の専門職の配置自体は本当に歓迎するんですけれども、それを保育士の人数に算入して保育士代わりとして配置させるということが、保育士の専門性と理学療法士等の専門性がやっぱり全く違うということから、保育の質が落ちるのではないかと問題点があると私は考えています。

また、国が基準を緩和したとしても、交野市として必要な保育士を配置した上で、理学療法士等は看護師配置のように別枠で取り組んでいただけたらと思います。その辺の市の認識はどうなんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今回、国の基準に基づいて従うべき基準というところで、市のほうの条例で定めております。国のほうも、その質というところは今回の条例で定められておりまして、理学療法士等であっても、一定の子育てに関する知識及び経験を有することというところが必要となっております。

1. 委員（北尾 学） ありがとうございます。

今のところ、3歳児のこの条例でつくることはないと言っていますので、この国の条例に関しましては、やはり共産党としては反対の立場となると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（北尾 学） 議案第66号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表いたしまして、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、国の規制緩和に伴うものですが、子供の育ちや交野市の現状を考えますと、大きな懸念があります。

まず、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う基準の整備についてです。

3歳を過ぎると、子供たちは本当に活発になります。だからこそ、広い部屋や園庭が必要です。国は、近くの公園で代用すればいいと言っておられますけれども、毎日の移動で交通事故のリスクや、そして近年の厳しい猛暑を考えますと、公園や園庭の代わりになるとはとても思えません。狭い室内や危険と隣り合わせの環境に子供たちを置くことは、保育の質の後退と言わざるを得ません。

次に、幼児期の子供たちは、たくさんの友達と関わり合う中で社会性や協調性を育んでいきます。就学直前の5歳までを僅か10数人の限られた環境だけで過ごさせることは、豊かな集団教育の機会を狭めてしまうことにつながってしまうのではないのでしょうか。

待機児童の解消も待ったなしの課題となっています。国の規制緩和に合わせるのではなく、全ての子供が広い園庭と給食室などの設備が整った豊かな保育環境の中で、幼児期の発達段階に応じた集団生活を保障し、一人一人の子供たちの確かな成長を支え、小学校の就学へとつなげていける環境を整えることこそが市が果たすべき公的責任です。そのためには、小規模保育施設を増やすばかりではなく、ゼロ歳児から5歳児まで通える園庭や給食室などの保育環境が整った認可保育施設を整備していくことが必要であり、そのことを強く求めます。

そして最後に、保育所等における専門職の活用について、障がい児や医療的ケア児、また発達に課題を抱える子供たちへの専門的支援の充実は必要だと考えています。しかし、専門職を本来必要な保育士の人数にすり替えるのではなく、必要な保育数に上乗せをして専門職を配置すべきと考えますので、以上、反対の討論といたします。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（三浦美代子） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(三浦美代子) 質疑なしと認めます。

(「ほとんど一緒やから、もう質問はなしで、討論だけします。すみません、同じ質問になってしまうと思うんで」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(三浦美代子) 分かりました。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員(北尾 学) すみません、質問もなしで。議案第67号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日本共産党の反対討論を行います。

議案第66号の討論で述べたことと同様の懸念があるため、この議案第67号についても反対といたします。

以上です。

1. 委員長(三浦美代子) これをもって討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

1. 委員長(三浦美代子) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(三浦美代子) 次に、議案第62号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(北尾 学) 今回の条例改正、マイナンバーカードと在留カードを一体化した特定在留カードなどで、またコンビニなどで印鑑証明の交付を行えるというものですけれども、今でもこれ、マイナンバーカードを持っている外国人の方は、印鑑証明をコンビニで交付することができるのではないのでしょうか、お聞かせください。

1. 市民部次長兼市民課長(菅 和美) お答えいたします。

印鑑登録を行っていることが前提で、マイナンバーカードに4桁の数字の暗証番号を設定されている方であれば、コンビニ交付のほうは可能です。

1. 委員(北尾 学) それでしたら、印鑑証明書の代理申請、今、印鑑証明では代理申請とかができると思うんですけれども、市役所に来れば。現在は家族等に頼んで行くこともできていますけれども、この特定在留カードに変わった場合、代理申請ができるのでしょうか。

1. 市民部次長兼市民課長(菅 和美) 印鑑証明の代理申請に関しましては、印鑑登録証をお持ちの方の場合は対応させていただいておりますが、マイナンバーカードのみをお持ちの方に関しましては代理取得できないというような形になっておりまして、それと同様に、特定在留カードのみでということに関しましても、代理取得はできないという運用になります。

1. 委員(北尾 学) 特定在留カードでも、印鑑登録のあれを持っていればできるということですよ

ね。

1. 市民部次長兼市民課長（菅 和美） 特定在留カードを作っている、作っていないにかかわらず、代理で来られるという場合は、印鑑登録証でもってこちらのほうで対応させていただいているという形になります。

1. 委員（北尾 学） ありがとうございます。

マイナンバーカードとこれが一体化した場合、特定在留カードにするかどうか、これは任意であって、やっぱり強制ではないということではないんですよね。

1. 市民部次長兼市民課長（菅 和美） 希望される方が特定在留カードを申請することになるということで、印鑑在留管理庁のほうからもインフォメーションがあるような形になっておりますので、委員ご認識のとおりということになります。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（北尾 学） 議案第62号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

今回の条例改正は、外国人が入国する際に必要な在留カードとマイナンバーカードを一体化した特定在留カードを印鑑登録証の交付申請に使えるようにするものです。

特定在留カードの取得は、現在、任意とされていますけれども、現在、1月に閣議決定された外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現のための総合的対応策の中で、国は、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討するとしています。こうした動きによって、特定在留カードが実質義務化され、在留外国人の管理や監視、排除の方向が一層強まることが懸念されています。

日本共産党は、政府が国民一人一人に生涯変わらないマイナンバーをつけ、多分野の個人情報をもつて行政などが利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題だと考えていることから、マイナンバーの利用拡大に伴う今回の条例改正には反対いたします。

1. 委員長（三浦美代子） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（三浦美代子） これをもって討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（三浦美代子） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（三浦美代子） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席

いただいて結構です。

(理事者交代)

～これ以降は、別案件のため省略～

校正前原稿

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長

校正前原稿